

# 気候変動影響評価・適応推進事業



【令和3年度要求額 932百万円（850百万円）】

気候変動影響への適応取組を強化し、安全・安心で持続可能な社会の構築を目指します。

## 1. 事業目的

- ① 気候変動適応法・適応計画を効果的・効率的に実行する。
- ② 地域における適応の取組を促進する。
- ③ 国際連携により、開発途上国における気候変動影響評価・計画策定を推進する。
- ④ 気候変動を踏まえて将来の台風に係る影響評価を実施し、激甚化する気象災害への対策の充実を図る。
- ⑤ 将来の気象災害や感染症等に対する社会の強靭性を強化する。
- ⑥ 本邦事業者等の優れた適応に係る技術、製品、サービスの海外展開を支援する。
- ⑦ 気候変動に関する国民の理解を促進する。

## 2. 事業内容

○気候変動の影響は国内外で既に現れており、さらに深刻化する可能性がある。

そのためパリ協定により、各國とも適応の取組が求められている。

○平成30年6月に気候変動適応法が成立し、適応策の推進は、骨太の方針・成長戦略にも盛り込まれている政府の重要課題である。

○環境省の適応策に関する中核的取組として、以下の事業を実施する。

- ・気候変動影響評価及び適応計画進捗把握
- ・気候変動適応における広域アクションプラン策定事業
- ・国際連携による気候変動影響評価・計画策定促進
- ・気候変動による災害激甚化に係る適応の強化事業
- ・気候変動を考慮した感染症や気象災害に対する強靭性強化事業（新規）
- ・適応策のPDCA手法確立調査事業
- ・国民参加による気候変動情報収集・分析事業

## 3. 事業スキーム

■事業形態 委託事業、請負事業

■委託請負先 民間事業者・団体、地方公共団体 等

■実施期間 平成18年度～終了予定なし

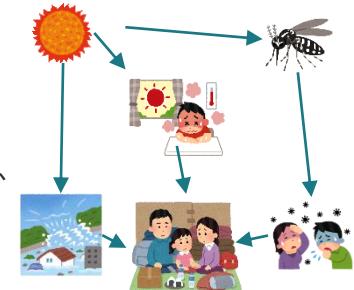
## 4. 事業イメージ

### ○気候変動を考慮した感染症や気象災害に対する強靭性強化事業（新規）



○気候変動を考慮した感染症・気象災害に対する強靭性強化に関するマニュアル整備

- ・将来の気候変動を考慮した強靭性強化を計画的にすすめるため、想定すべき事象等の情報を整備。その活用方法等をマニュアル化する。



### ○気候変動による複合的な災害影響及び影響連鎖についての対策検討

- ・気候変動に関連した複合的で連鎖的なリスク・対策の関連を分析し、これを踏まえた対策の検討等を行う。

### ○気候変動を考慮した感染症・気象災害に対する強靭性強化の国際展開

- ・我が国の知見や技術・経験も踏まえ、気候変動を考慮した感染症や気象災害への強靭化に関するワークショップ・事業化の可能性調査を実施する。